

拔隊禪師の家風

荻 須 純 道

拔隊得勝（一三二七—一三八七）は塩山（山梨県）向獄寺の開祖である。俗姓は藤氏、相州中村の人で、その生存したのは鎌倉末期から南北朝にかけてであり、十四世紀に活躍した禪者である。その出家はおそく、二十九歳のときであり、鎌倉の肯山開悟（大覚派）、常陸の復庵宗己（禅宗四十六伝中の一人）等の諸老に参じ、のち出雲雲樹寺の孤峯覚明（三光国師）に嗣法した。孤峯は心地覚心（法燈国師）の会下であるから、拔隊は法灯系の禪を嗣承したのである。その後江州永源寺の寂室や洞上の宗匠である能州総持寺の峨山を訪れたり、伊豆、相模等に庵居したが、晩年塩山に向獄庵を開創し、大いに禅風をあげ、至徳四年（一三八七）二月二十一日、六十一歳を以て示寂し、のち慧光大師と謚されている。

遺著に語録、遺誠、行録等六巻のほか、仮名法語、

塩山和泥合水集等がある。仮名法語は道俗に与えた書簡十通を拾い集めたものであり、和泥合水集は道俗の疑問に応じて説示した法語を随侍の僧が筆録したものである。

同書の識語によれば、記し集めた法語が三冊となり、禁ずるもこれを書写するものが多くなってきたので、或は伝写されるうちに誤写されることを恐れて、拔隊が在世中に梓に鏤めたものである。侍者が題名を請うたとき、拔隊は「是れ予の本意にあらず。這般は和泥合水の野語なり。安んぞ什麼の首題の名字をか著けんや」としたことに、そのまゝ題名とし、塩山和泥合水集と号したという。侍者は恐らく明道であろうと思われるが、この書が最初刊行されたのは至徳三年のことである。古田紹欽氏の研究によれば「至徳版の形式と構成は、美濃紙版

三巻本で、上巻四十二紙、中巻五十九紙、下巻四十五紙、各巻四周単辺、半葉九行、一行の字詰二十字前後の木版本であり、本文は漢字混りの片仮名である。上巻下巻は初葉の右下辺外に、中巻は見返し左隅に権英なる刻者の名を出している」としている。この書はのち慶安年中に重刊されたが、いまは禪門法語集（正編）、禅学大系（祖録部第四）等に所収されている。

弟子明道の誌す行録によれば、拔隊は早くも幼少の頃から宗教的懷疑性をもっていた。拔隊は四歳のとき父を亡った。三回忌法要のとき僧に問い、父すでに喪し形なきに、どうしてこの供物を喫することができるかと聞いたところ、現身は喪しても靈魂が来てこれを受けるときき、いったい靈魂とはいかなる形をしているか、分明にこれを知ろうとして深くこれを疑い、この疑情は年とともに深まっていった。また八九歳の頃、三塗地獄の苦患を怖れ、心急に火坑に臨むが如くになり、落涙切なるものがあつたという。来生において苦楽を受けるか、或は成仏するとしても、靈魂とはいったい如何なるものであるかを疑った。そしてまた即今このように見聞覚知するのは、いったい何物であるかという疑いが生じて来た。このような疑團をおこして忘身安坐したとき、胸中洞然として明白となり、本来無生にして靈魂の看取すべ

きものなきことを知り、独り自笑して身心輕安となつた。この心境を僧俗に問うたが、これをよく弁じて呉れる者がなかつた。その後俗書を読み「心は是れ主、身は是れ客」なる語を見て、また重ねて疑心をもつにいたつた。心が主であるという主は、なぜ無いか。身のほかに一物も無いのに、なぜこのように見聞することができると、まさには主人である。しかしいまだこの疑いは明かではなかつたというのである。拔隊はこのように純粹な宗教的懷疑性を少年の頃からもっていた。

さらにまた行録において注目されることは、熾烈な求道心をもっており、その求道の態度に心を強くひかれるものがある。拔隊が人命霜露の如しと生死事大を感じて、遂に出家を決意し、落髮したのは二十九歳の正月十七日であつた。衣も着けず、経も読まず、出家としての威儀体裁にはよらなかつたが、しかしいたるところで飢寒を忘れて閑坐し、風雨の犯すのも覺えず、一心不乱に宗教的疑團の壁にぶつかつていった。当時得瓊侍者なる人がいた。この人は性悪言を重ねるために、人が親近しなかつた。しかし山居久しく有力の人であつた。この得瓊侍者を訪れ、道話のついで出家求道の大願を述べた。すなわち行録によれば

吾幼歳より常に謂う。若し出家せば大法を明かにし、

まさに仏祖の慧命を續ぎ、上根を接し迷妄を惑むべし。縦ひ無間地獄に墮在しても、他人の苦惱に代るべし。一念またこれを悔ゆべからず。縦ひ虚しく万劫千生を送り、而も大法を明めず、大善知識の証明を受くるに至らずんば、人のために口を開かず、直に仏祖向上の源底に透入して、生生世世荷担し、未來際に至りて、衆生を濟度し尽さずんば休まず⁽⁸⁾。

というのである。瓊待者は合掌低頭し、これ諸仏の本願なりといい、これより瓊待者と道友となつたとある。このことは仮名法語の中にもあり、次のように誌されている。

少年より一の疑ひ起りて候べし。抑も此の身を成敗して、たぞと問へば、我と答ふる物は是れ何物ぞと、一念うたがひ初むるよりして、歳の重なるまに、疑ひ深くなるによりて出家せんと思ひたち候ひしとき、一の大願力起りて候べし。とても出家するとならば、独り一身の爲めに道を求めじ、諸仏の大法を悟りて、一切衆生を度し尽して後に、正覚を成すべし。又若し此の疑ひを明めざらん中に、仏法を学せじ、また僧家の礼を学せじ、人間に交らば、善知識の下と山とより外に身を置かじ。出家の後、ことに疑ひも深くなるに従つて、此の願も深く起りて候へしやうは、前仏已に涅

槃し、後仏未だ世に出てたまはざる中間に、仏法の絶えんときにおいて、無仏世界の衆生を度せんに、さはりたるほどの大道心を起さばや、縦ひ此の愛見の罪によりて、無間地獄に墮つるも、衆生の苦にだにかはり得べくは、少しも退屈することなくして、生々世々未來際を尽くすまで、此の願を失はじ。又修行において、生死相見に滞らじ。又小善根を修して、寸の暇を費さじ。又自らその力至らざらんに、人を利益して、人の眼をつぶさじと、此の願ひ心のくせとなりて、工夫のさはりとなり候ひしかども、止むことを得ずして、諸仏に対しても、常に此の願ひをたつて候ひしほどに、一切の善惡の縁に対する時も、只此の願ひを行とし、諸天の眼を友として、今に至りて候也。かやうの妄想の境界を申し候こと、無益に候へども、強めて御尋候ほどに、身が初心の時の所願を書付て、げんざんに入れ候なり⁽⁹⁾。

これは拔隊が正法庵主の強いての所望によつて、出家求道の發願を述べたものである。さとりを求める人を菩薩という。このさとりを求める菩薩に悲増智増の二つの型がある。夢窓の夢中間答によれば「菩薩心を發する人に智増悲増の差別あり。先づ一切衆生を度しつくして後に仏道を成せんと誓ふは、是れ悲増の菩薩なり。我身

先づ仏道を成じて後に衆生を度せんとするは是れ智増なり。智増の人は二乗心に似たりといへども、一切衆生を度せんために先づ自身の成仏をもとむる故に菩薩心を成就す。智増悲増ことなりといへども衆生濟度の心はかはる事なし」というのである。拔隊が「出家求道するとならば、独り一身のために道を求めじ。諸仏の大法を悟りて、一切衆生を度し尽して後に正覚を成ずべし」というところ、まさしく悲増の菩薩でなければならぬ。仏教では世間実有の見到に墮し、利益の相を存するような慈悲は真実の慈悲でなく、愛見の大悲として斥けられて来た。それにもかかわらず、拔隊は「縦ひ愛見の罪によりて、無間地獄に墮つるとも、衆生の苦にだにかはり得べくば、少しも退屈することなくして、生々世々未來際を尽すまで、此の願を失はじ」とするところ、徹底した利他行の大願が看取される。瓊侍者が思わず合掌低頭したのも実なるかなと思わざるを得ない。このように拔隊の発菩提心は純粹であった。真実を求めての疑團といひ、またさとりを求めての求道心といひ、純一無雜なものがある。また嗣法後、塩山で説く説法も、ただ純一に見性成仏を説くのみである。まずその法語の中から、拔隊の示す禪の在り方の一端を窺ってみよう。

二

禪は教外別伝・不立文字といわれる。釈尊の真実の教は經典の理解や言語文字の手段によるのでなくて、心で以て心に伝えられたものである。釈尊がことばを以て説かれた經典は月を指す指のようなものである。ことばを以て説かれた經典を所依として説かれる仏教を教内の法としており、これに対し禪は心を以て心に伝えるのであるから教外の法であるとした。それで教外別伝ということは、古來禪宗の特色とされて来たのである。しかし教の外に別に伝わり、文字を立てないといつても、禪ほど文字の多い宗旨もないという疑問もおこつて来る。

いったい教外別伝・不立文字とは如何なることであるか。拔隊は和泥合水集に説き示している。「来らんと要すれば自ら来り、問はんと要すれば自ら問ふて、他人の力に依らず、仏祖の教をからず、此の心便ち教外別伝・不立文字の全体なり。此の心便ち如来清淨の禪なり。此の禪は世智弁聰、文字語言、道理義理、分別解会の及ぶ所にあらず。只能く自性を了徹して文字にかゝはらず、仏味祖味に染汚せず向上の一路を踏過し、俊邁の機に落ちざる底のもの、始めて得べし。又必ずしも文字を学し

仏祖の言句を乱るを教者とし、文字を知らざるを教外別伝・不立文字の禪と云ふに非らず。夫れ教外別伝の宗旨をいばば、仏祖の始めて建立する底の法に非らず。もとより人々具足し、箇々円成して、諸仏衆生の自分の事なり⁽⁵⁾としてゐる。すなわち教外別伝・不立文字とは、必ずしも文字を学び、仏祖の言教を扱うものを教者として、文字経教を知らないことを教外別伝・不立文字の禪といふのではなく、元来人々が具有し、箇々に円成してゐる本分、すなわち仏性であるといふのである。それは歩こうとすれば自ら歩くこともでき、ものをいおうとすれば自らいふこともできる。それは他人の力をからなくとも、また仏祖の教をからなくともできるのである。この心が教外別伝・不立文字の禪であり、如来清浄の禪であるといふのである。森羅万象尽くが自性の妙用であり、仏性の現れであり、正法輪が転ぜられているものであるとしてゐる。

そして抜隊はことばをつづけていう「是れを悟るときは得失是非、命根と共に泯絶して、生死涅槃は昨の夢、大千沙界は海中の漚、仏祖の言教は紅炉上一点の雪の如し。正恁麼の時、法縛も蒙らず、法脱も存せず、猶ほ火に投ずる木人の通身焰と成りて、自らあつきことを知らざるが如し。かくの如くに通身徹して、修証のあとを留

めざる、是れを号して禪和子とす。禪師に親しく相逢ふものは、火坑に入りて魂を失ふて、死中に活を得るものの如くにして、無明の窠窟を燎却せられて格外の大機を発すること、鈍鉄の炬燵に逢ふて、忽ちに宝剣となるが如し。禪和子の師を尋ね、道を訪ふ用処是れなり。豈に義者の知る所ならんや」といひ、臨済が黄檗に如何なるか是れ仏法的々の大意と三度問うて三度打せられ、大愚の脇下を三拳して、汝が師は黄檗なりと示された因縁を語り、黄檗・大愚二老の示すところは「是れ文字語言字解のおよぶ処なりや」とし、教外別伝・不立文字の真意を説示してゐる。

抜隊はただ人々具足する本有の自性を悟ることを説いている。それで善知識は公案提撕して直に人心を指すのであるとし、譬喩をもって直指人心・見性成仏のことを説いている。「喩へば兵のかたきを射るに、箭に当りて則ち喪身失命する者もあり、箭に当りて後に疵を病みて、日数を経て死する者もあり、箭にあたる者の死する事は、遅速ありといへども、矢を放つ者は、直に人の命根を截断せんと欲するが如し。是れを直指人心・見性成仏とす」といひ、また禪と教との異るところは「直に矢に当る者と、人の矢に当りて死したる道理を、傍にして是れを見て縦横に説く者の如し。見性の者を禪とし、説

性の者を教者とす。猶ほ火のあつき道理を知る者と、直に火の中に入りて命根を断じ、機知を忘れて焰と一如になりたる者との如し。縦ひ聡明にして五家七宗の言句を記得して、玄を談じ妙を説きて、懸河の弁をほどこすとも、自己の道眼を開悟せずんば、只これ祖語を学得したる教者なり。生死の大事において少しも用に立つべからず、猶ほ画餅の飢をみてざるが如し。一丈を説き得んより一尺を悟り得るにはしかず。此故に三世の諸仏、歴代の祖師皆直に人心を指して見性成仏せしめて、文字を立せず、偏に心印を伝へて、遂に「二法なし」とし、見性より外に法なきことを説いている。

三

拔隊は仏教を説くにあたつて、すべて第一義諦の見性の立場から説示している。従つて説くところも他と異つて独自の説き方をしている。例えば大乘菩薩道として実践すべき六波羅蜜にしても、一性を悟り、如来の禪を覺了すれば、六波羅蜜は成就し、六度万行は体中円かに具足有されると説くのである。ある人が、仏祖の説いた方便門は頗る多いのであるが、見性成仏のほかにはどうな法があるかと問うたところ、拔隊答えていうには、わ

れは晩年に発心して、かつて経教を学ばなかつた。見性成仏のほかにどんな法があるかいつてみよといった。そこでその人のいうには、世尊は六波羅蜜を修して成仏するとした。六波羅蜜とは布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智慧であるが、布施とは財宝を遍く人に施して、心に差別なきことであり、持戒とはかたく禁戒を持って一も犯すことのないことであり、忍辱とは怨親平等であつて、罵詈打擲されても瞋恚をおこさないことであり、精進とは進んで善行を修し、中路に留まらず、よく願行を成就することであり、禪定とは坐禪であり、閑処に正しく坐して心念を動ぜざることであり、智慧とは博く経教を習い、遍く法要を知つて滞るところなきことであるとした。

これを聞いた拔隊のいうには、これはみな人天の果報を得る福德の因縁である。慳貪の心、毒害の心、瞋恚の心が深く、また懈怠不信であり、内外狂乱して愚痴多く、直に三悪道に墮ちるような極悪人にくらべれば、六波羅蜜をそのように修することも善行ではあるが、しかし仏道を成ずることはできない。仏の修するところの六波羅蜜とは、見性成仏の理である。

(1) 布施というのは、自性の靈光が万機を照らして、応用あまねく施し、彼にあつては彼に同じく、これにあ

つてはこれに同じというように、あまることなく、かくることなきことをいうのである。

(2)持戒というのは、仏性はもともと清浄であり、六根の主であるから、六塵に染むというようなことはない。この仏性を悟る者はあえて禁戒を持し、一も犯すことをしないとしようなことをしなくても、自然に身心相應して、あえて正戒の相をとらなくても、邪念の心をおこさないのである。

(3)忍辱というのは、仏性は常住不変の本体であり、無為であるから、我人という差別の相をこえたものである。それでこれに相應するものは、そしられても怒らないし、賞められても悦ばないのである。

(4)精進というのは、仏性にはもともと衆徳をそなえており、一切の功徳を成就して万物を育成し、尽未來際まで一貫して滞ることがないのである。

(5)禪定というのは、仏性は眞常であつて、動とか静という諸相をはなれたものであり、宗をこえ格をいであつたもので、聖凡の位にも堕ちず、文字にもかかわらないし、また善悪の法量にもそまないものである。

(6)智慧というのは、仏性のみひとり明かであり、万機を輝かし、あまねく聖凡の眼となるもので、これはあたたかも日月が世界を照らすごとく、古にわたり今に

わたつて辺際なき眞の淨光である。

このように自性の妙用はきわまるところがなく、あたかも大海の波のごとくである。であるから、一仏性のうちに六種類の神用、はたらきがあることであり、これを仏の六波羅蜜と名けたのである。これは有相の所行ではなく、もし仏性を悟れば六波羅蜜を成就するものである。それで古人は「頓に如来の禪を覚了すれば、六度万行体中に円なり」と示したとしている。

このように抜隊は六波羅蜜について見性成仏の立場から説示しているが、では外形にあらわれる戒については如何なる見解をもっていたであろうか。この点抜隊は戒の体は仏性であり、戒律は仏性の用であるとした。ある人が世尊所説の法要は見性成仏の一門であるなら、形にあらわれる有相の戒律を持つことなど余事ではないかという問いに対して、さとの本体である理が事としての外形の戒としてあらわれるから理事不二であり、性相一乘であると説く。「未だ見性せざる人は、情識の海に沈みて自己の心仏をこらす。是れ殺生中の大殺生なり。この故に眞実の持戒というは、見性悟道なり。迷性生ずる時は、法財を損し、功徳をほろぼす、是れ偷盜なり。迷性生ずる時、仏種をたち、生死輪廻の業因を相続する、是れ邪淫なり。迷情に覆はれて法身尊特の身をわすれ、

幻色を認めて我が身といふ、是れ妄語なり。迷情にへだてられ、自分の大智を失ふて自ら狂乱する、是れ飲酒なり。自余の戒体の義、これを以て知るべし。この故に自心迷へば、諸戒みなやぶれ、見性すれば、一切の戒律一時に円持す」としており、見性すれば一切の戒は円かに持たれているとするのである。であるから不殺生戒とは見性の力をもって迷情を消して仏性を活かすことであり、不偷盜戒とは見性の力によって迷情を忘すれ六根を清浄にすることであり、不婬欲戒は見性の力を以て迷情を照破し、生死輪廻の業因がなくなることであり、不妄語戒とは見性の力を以て迷情を照破すれば、自分の大智を発するのであるから、真実に導くために方便門を説き、方便がそのまま真乗であるとしたり、この幻身が真身であるなどといわなくてもよいことになり、不飲酒戒は見性すれば般若の智が明かとなり、無明煩惱の酒に酔うようなことはなくなるといふのである。それで「仏性は戒の体、戒律は仏性の用なり。体まどかなる時は、その用かくることなし。真実の戒坦を踏まんと欲せば自己本分の田地をふむべし。成仏の沙弥受戒せずと云ふはこの義なり」というている。そしてもし金剛不壞の戒を持つとうとするなら、ただよく自性を見究むべきであり、自性を明めようとするなら、まず定力を専らにせよと教え

ている。そして定心をみだし諸罪を犯すものは飲酒より甚しきものはなく、酒は起罪の因縁となると、特に抜隊は酒を戒めている。

抜隊は持戒に二つのいき方があるとしている。すなわち一つには持戒によって道を悟ることであり、他は悟ることによって戒律に相應するというのである。前者ははじめ自性を見る工夫は綿密でなくても、信力堅固で、戒体をまもる志かたく、内心の工夫すすんで開悟する人であり、後者は内心の工夫綿密であり、まず自性をさとり、その見性の力によって妄情をつくし、戒珠清浄で、内外ともに相應する人である。この両者のいき方は異っているが、さとりおわれれば一つであるとしている。前者は漸悟であり、後者はかりに頓悟であったとしても、持戒は仏者にとり重要な問題である。さきに抜隊は第一義のさとり立場から六波羅蜜の持戒を説き、仏性はもともと清浄であり、六根の主であるから六塵に染むということはないから、あえて禁戒を持たなくても、自然に身心相應すると説いたが、仏道入門者のためには、戒律は仏門に入る捷徑であり、六賊をふせぐ壁壘であり、また法財をまもる城郭であるとし、戒律の重要性を説いている。すなわち「八万四千の煩惱は、三毒を以て根本とす。貪瞋痴の三毒は、迷情を以て根本とす。然らば則ち

一切の業障は、迷情より起れり。この故に迷は破戒の根本なり。根本の業障の上に重ねて悪業をつくらん人、喩へば焰の上に薪を添ふるが如し。猶ほ海水に沈まんとする舟に、かさねて鉄石を積むが如し。いづれの時にか浮ばんや。戒律は仏門に入る捷徑、六賊をふせぐ壁壘、法財をまもる城郭也。城郭堅からざる時は、生死のかたきにほろぼされ、恥を閻老の前にさらし、苦を無間の底にうく。しかも戒律は天下の規範也。王道律なるときは、四海静謐し、仁義不律なるときは、喧嘩起り、風雨律なるときは、国土安穩なり。耕農不律なるときは、五穀みならず、如何に況や仏家をや。縦ひ悟る所なしといふとも、かたく戒律を守りて、諸の罪業をつくらずして善事をなさば、必ず人天の果報をうくべし。況や外に戒律を持し、内には自性を見る志綿密ならん人、仏道を成せん事、水の水に合するが如し」といつている。このように仏道入門者には戒律を守つて、内に自性を見ることを教えている。

四

抜隊は見性悟道を中心として、仏祖の説く方便門も見性成仏の理にはかならないとし、ひたすら見性の第一義

を説いたが、第二義的な実践面においては、仏道修行者に持戒の重要性を説いている。とくに不飲酒戒は嚴格で、「定心をみだり諸罪を犯すこと、飲酒よりも甚しきはなし」といい、かたく禁ずるところがあった。ある人が殺盜姪妄等の四重禁戒を犯す者は四惡趣におつることは疑われないが、飲酒は四重のほかとなつてゐる。であるのに、なぜ仏祖はこの飲酒を深く戒められたのかと問うた。抜隊答えていうには「唯この飲酒によりて一切の諸戒をやぶるが故なり。故に經に曰く、是れ酒は起罪の因縁なりと。もしこの深き意を知らば、飲酒にすぎたる大罪なきこと疑ふべからず」と説示している。弟子明道の誌す行録によれば、明道が安名を貰うとき、その紙尾に酒是起罪之因縁也、縦喪_三身命_命、纔沾_レ舌不可_レ称_三貧老兒孫_一、恐替_三衣鉢_三吞_三熱鉄_一と書き誠めたという。抜隊は寺内に酒を入れなかつた。そして寺内に罰酒神を祀つて鎮守とし、もし修行僧が一滴でも酒を呑めば、これを退罰し、行道持戒の僧を擁護せしめて、正法を興すべしと祈つた。そして頌を書き

移_三聖廟_一称_三罰酒神_一、宝童力士侍_三左右_一、擯_三不律_一須_レ賞_三真僧_一、戒定通作_三獅子吼_一

となし、これをその宝殿に蔽めたという。また遺誡においては門下修行僧に対して、細心の注意を

はらい誠めるところがあつた。

遺誠

於_二當庵_一不_レ可_レ入_二酒一滴_一。設雖_レ為_二良菓_一。以_二酒類_一不_レ可_レ喫。雖_二他門_一為_二掛搭僧_一。聞_レ不_レ可_レ飲_二酒_一。無_レ伴而不_レ可_レ出_二門外_一。設雖_二羅齋乞食_一。不_レ可_レ許_二無伴_一。雖_二小刀_一不_レ可_レ有_二所持_一。況於_二自余武具_一哉。於_二衆僧內_一衣不_レ可_レ付_二紋服_一。雖_二沙喝_一不_レ可_レ画。团扇但於_二尋常扇子_一不_レ及_レ禁。於_二庵中_一不_レ可_レ置_二俗典詩書一字_一。況學_レ之者哉。掛人間叢林僧不_レ可_レ請_二主人_一。設雖_二黑癩白癩_一不_レ交_レ衆。具_二不思議病_一。堅守_二禁戒_一。道行実頭可_レ請_レ之。於_二庵中_一不_レ可_レ許_レ致_二利錢賣買_一。於_二門前在家_一不_レ可_レ許_レ沽_二酒肉五辛_一。放下一切不_レ可_レ致_レ交。於_二人間俗心_一甚於_二衆中_一有_二成障_一者。大衆同心便可_レ擯_レ之。於_二三時勤者_一。略_二二時_一可_レ早晨計。於_二庵中_一堅可_レ禁_二高声多言_一。或不_レ可_レ作_二吟聲_一。於_二無伴比丘尼_一者不_レ可_レ入_二門中_一。於_二厨中_一不_レ可_レ使_二女人_一。於_二寮舍_一不_レ可_レ響_二比丘尼_一。若有_二志事_一於_二方丈客殿_一許_レ之。縱昏鐘鳴後不_レ可_レ入_二女人_一。於_二當庵門前_一不_レ可_レ許_レ立_二比丘尼_一。庵不_レ可_レ食_二諸葷_一。不_レ可_レ無_二暫暇_一出_二門外_一。向_二官家_一致_二訴訟_一致_二賄賂_一。屬_二他致_一諸追從_一莫_レ失_二出家本意_一。於_二當庵_一設雖_二衆數百人_一。若於_二付_二寺号_一。若成_二諸山_一輩_一者。不_レ可_レ

為_二吾兒孫_一。於_二作_二菜園_一並致_二世事_一不_レ分_二知_二事_一。頭首一衆報_二普請_一平等可_レ務_レ之。雖_レ為_二時住持_一不_レ可_レ有_二別食_一。但或依_二老病_一或憑_二禁物_一不_レ可_レ妨_レ之。若有_二斑子兩斑等_一可_レ如_二余在日_一。若不_レ然堂裡出入可_レ乱故。於_二當庵僧_一或持_二教珠_一或學問為_二宗_一。欠_二行道_一者便可_レ擯_レ之。齋時已後不_レ可_レ取_レ筋。設雖_レ依_二普請_一有_二統氣_一莫_レ取_レ筋。但除_二病者_一。於_二余兒孫_一或以_二医道_一立_レ身。或不_レ可_レ作_二外道小乘陰陽術_一。雖_二末庵_一不_レ可_レ作_二猿樂管絃歌連歌等事_一。於_二當庵僧_一者。畢竟於_二近処比丘尼庵_一雖_二法眷俗縁_一不_レ可_レ有_二夜宿_一。為_二兒孫僧尼_一者。於_二後代_一可_レ如_二当会下本庵法様_一。若処処有_二末庵_一向_二嶽庵為_二本庵_一。如_二在日_一堅可_レ守_二規矩_一。已後若有_二実參法嗣_一。於_二余遺跡_一依_二彼成敗_一可_レ住。不_レ可_レ許_二看經看教諸有相行_一。只生死為_レ念。以_二坐禪_一為_レ行。深惜_二光陰_一。時不_レ待_レ人。若於_二此內一事_一而背有_二徒衆者_一。不_レ可_レ為_二余兒孫_一。設雖_二末庵_一即可_レ擯_レ之。

このような遺誠をなし、至徳四年に示寂したのであるが、この遺誠においても、まず第一に誠めたのは酒である。当庵においては酒一滴も入るべからずといい、たとえ良菓のためといつても喫してはならないし、他門の僧でもここに掛塔する以上は飲酒は禁じている。この遺誠

は門の内外を問わず細かに誡めているが、酒に關しては第九条に「門前の在家において、酒肉五辛を沾ふことを許すべからず」といい、門外においても酒は禁止している。酒は一切の諸戒を破り、起罪の因縁として、きびしく飲酒を誡めた。

また伴なく気ままな独り歩きの外出を禁じたり、刃物の所持を嚴禁し「小刀と雖、所持することあるべからず。況んや自余の武具に於てをや」としている。女人に對する注意も細かに心を配っている。「無伴の比丘尼においては門中に入るべからず」「厨中においては、女人を使ふべからず」「寮舎において、比丘尼を饗すべからず、若し志すことあらば、方丈客殿においてこれを許す。縦んや昏鐘鳴後、女人を入れるべからず」「当庵門前においては、比丘尼を立たすことを許すべからず」「当庵僧においては、畢竟近処の比丘尼庵においては、法眷俗縁と雖、夜宿することあるべからず」と数条にわたって誡めている。庵中において高談吟声を禁じたり、猿樂・管絃歌・連歌等を禁じたり、医道・陰陽道を以て身を立てることを誡めたり、作務は普請して平等に務めたり、住持といえども別食しないというようなことも注目されるが、とくにとりあげたいのは「学問を宗となし、行道を欠く者は便ちこれを擯くべし」ということと、

「当庵においては、たとえ衆數百人と雖、若し寺号を付し、若しくは諸山と成す輩においては吾が児孫たるべからず」ということである。

教外別伝・不立文字の禪とは、必ずしも文字を学ばず、仏祖の言教を扱うものを教者としたり、文字經教を知らないものを禪者というのではなく、元來人々が具有し簡々円成している本分、仏性を見るものであるとした。不立文字とは学問が不用であるというのではない。しかし学問のための学問でなく、畢竟見性悟道でなければならぬから、いま抜隊は遺誡において、「行道を欠く者は便ちこれを擯くべし」と誡めたのであろう。しかしその巫流においては、行道のみを強調するあまり、教宗が誹謗する暗証の禪者も出ずるのであろうし、行道に徹し得ないものも數多くあつたであろう。それで天文十六年（一五七七）の向獄寺壁書には

一、雖_レ背_二開山御遺誡_一、学文不_レ捨_二晝夜_一

一、勵_二心地修行_一、不_レ可_レ入_二作毛_一

一、於_二寮舎敷地_一、不_レ可_レ放_二売買_一

一、門外燒香、可_レ為_二時一刻_一

一、入院扱_二其仁_一可_レ如_二閏月_一

右雖_二禪多_一依_二當庵負鼻_一加_二壁書_一、於_二若背_一斯旨_二輩_一、大衆同_レ心可_レ私_レ之

天文十六年丁未五月吉日⁽⁴⁾

とあり、これは庇護する武田信玄の意見もあつたのかもわからないが、とにかくこの壁書を定めなければならなかつた。「開山の御遺誠に背くと雖、学文昼夜に捨てず」と制したことは、その弊害と必要に迫まれてのことであろう。当時禅界においては、五山文学のさかんな時代であつたから、それに刺激されたのかもわからないが、抜隊遺誠の学問を宗となし、行道を欠くものは、便ちこれを擯くべしということには反することになる。教外別伝の禪者とは学問をしないのではなく、教外別伝の旨を体得することにあるので、この遺誠の趣旨も「行道を欠く」に重点がある。それを言葉の如く年月を重ねれば弊害も出で、遂にはこの壁書を制しなければならなかつたものと思われる。しかし壁書は第二条で、「心地の修行を励み、作毛入るべからず」としている。作毛とは収穫のことであるが、ただ収穫のみを目的として作務にしても、心地の修行を怠るなら、も早やそれは僧ではなくなる。壁書の趣旨は学文し、心地を修行する学行兼備をねらっている。

次に「当庵においては、たとえ衆数百人と雖、若し寺号を付し、若しくは諸山となる輩においては、吾が児孫たるべからず」という遺誠である。抜隊はかつて江州に

あつたとき、富士山に対面すると夢みて祥瑞となし、これによつて向嶽庵と称していた。庵名を用いて寺名を称しなかつたのは、名聞利養を厭う心からであろう。いたづらに山号寺名を付し、寺格の高い諸山となることを避けたのであろう。抜隊は求道して飢寒を忘れ閑坐し、風雨のおかすのも覚えず、己事究明に専一であつた。出雲雲樹寺の孤峯覚明に嗣法してのちも、山居を好んで道を養つてきた。西国の人々とも消息をたち、泉州大雄寺に招かれてもゆかず、師席の雲樹寺に請われても病と称して辞退した。名利の心なく、ただ向嶽庵に集る雲衲を接得して、その生涯をおえている。しかしこの向嶽庵も没後向嶽寺と改称されている。

抜隊は純一に道を求め、また純一に見性成仏の道を説いた。その法語集である塩山和泥合水集の如きは懇切を極めたものである。はじめ甲州高森に庵を結んだとき、その徳望聞えて、集る道俗男女は雲の如くであり、弟子となるもの頗る多く、大衆は八百を数えたという。近隣の一老宿秀庵主が弟子の礼をとり、塩山に勝地を相し、武田信成の庇護を得て伽藍を營建し、移住しても寺号を許さなかつた。道のためには孤峻なる性格が窺える。門下児孫を誡めた遺誠を見ても、持律嚴肅なるものがある。その説くところは淳々としているが、しかし門風は

13 抜隊禪師の家風

持律堅固な峻厳なるものがある。向嶽寺に安置する肖像に接しても、思わず襟を正さしむるものを覚える。

註

- ① 禅学研究第三十八号 古田紹欽博士「抜隊禪師の和文法語に就いて」
- ② 塩山抜隊和尚語録卷六行録（大正藏經卷八〇ノ六一二A）
- ③ 抜隊假名法語 六、依三正法庵主強所望ニ与レ之の章（禅門法語集正編）
- ④ 夢中間答卷上「人の為に善を修する心」の章（岩波本）
- ⑤ 塩山和泥合水集（禅門法語集正編）
- ⑥ 同 上
- ⑦ 同 上
- ⑧ 同 上
- ⑨ 同 上
- ⑩ 同 上
- ⑪ 同 上
- ⑫ 塩山抜隊和尚語録卷六行録（大正藏八〇ノ六一四C）
（大正藏八〇ノ六一五A）
- ⑬ 同 上
- ⑭ 同 上
- ⑮ 向嶽寺文書
遺誠（大正藏八〇ノ六一一A）